



# 愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成15年 7月 8日火曜日 第1472号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

鳥獣保護区の指定に関する公聴会の開催.....	751
特別保護地区の指定に関する公聴会の開催（2件）.....	751
市営土地改良事業の計画の変更等の同意.....	752
解除予定保安林にする旨の通知（4件）.....	752
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	752
道路の区域変更（県道松山東部環状線）.....	752
道路の供用開始（ " ）.....	753
道路の区域変更（県道下鍵山松野線）.....	753
道路の供用開始（ " ）.....	753
開発行為に関する工事の完了.....	754
道路の位置の指定.....	754

## 公 告

職業訓練指導員試験の実施.....	754
-------------------	-----

## 雑 報

平成15年度行政書士試験の実施について.....	755
--------------------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第1434号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年 7月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成15年 8月 6日（水）午前10時
- 2 場所 東宇和郡宇和町卯之町三丁目 434  
宇和町保健センター 2階集団会議室
- 3 案件 次の鳥獣保護区の指定

- (1) 名称 山田鳥獣保護区
- (2) 区域

東宇和郡宇和町大字山田の県道宇和三瓶線の山田橋西端を起点とし、ここから同県道を西に進み、町道石城地区 144号線との交点に至り、ここから同町道を南に進み、町道石城地区 145号線との交点に至り、ここから同町道を南西に進み、町道石城地区 144号線に至り、ここから同町道を西に進み、町道2級路線7号線との交点に至る。ここから同町道を南に進み、町道石城地区 147号線との交点に至り、ここから同町道を東に進み、町道石城地区 201号線との交点に至り、ここから同町道を南ないし西に進み、町道石城地区 189号線との交点に至り、ここから同町道を西ないし北に進み、町道1級路線6号線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、町道石城地区 151号線との交点に至る。ここから同町道を北東に進み、町道石城地区 150号線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、農道東境線との交点に至り、ここか

ら同農道を北に進み、深ヶ川に出て、ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域。

- (3) 存続期間 平成15年11月1日から  
平成25年10月31日まで

- 4 その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。

八幡浜地方局産業経済部宇和林業課

（電話0894 62 1134）

### ○愛媛県告示第1435号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年 7月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成15年 8月 8日（金）午前10時
- 2 場所 西条市喜多川 796 - 1  
西条地方局 5階入札室兼会議室
- 3 案件 次の特別保護地区の指定

- (1) 名称 黒瀬ダム鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域

西条市黒瀬の黒瀬ダムえん堤北端を起点とし、ここから同えん堤を南に進み、市道大保木5号線に出て、同市道を西ないし南東に進み、雨乞橋を経て、更に同市道をほぼ西ないし南西に進み、柳瀬橋南端に至る。ここから同ダムの満水時の貯水線に沿って、加茂川上流に進み、同貯水線南端で同川を横切り、県道西条久万線に出て、同県道をほぼ北西に進み、上の原を経て、更に同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域。

- (3) 存続期間 平成15年11月1日から  
平成25年10月31日まで

- 4 その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。

西条地方局産業経済部林業課

（電話0897 56 1313）

### ○愛媛県告示第1436号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年 7月 8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成15年 7月31日（木）午前11時
- 2 場所 宇和島市天神町 7 - 1  
宇和島地方局 5階会議室
- 3 案件 次の特別保護地区の指定

- (1) 名称 滑床成川鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域  
滑床成川鳥獣保護区のうち、国有林宇和島事業区第61林班ほ小班、第62林班中は及びにの各小班、第63林班中と、ち及びぬの各小班、第64林班と小班、第65林班中い、ろ、ほ及びへの各小班、第66林班ろ小班、第67林班ろ小班、第68林班ろ小班並びに第69から第71までの各林班の区域。
- (3) 存続期間 平成15年11月1日から  
平成25年10月31日まで
- 4 その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。  
宇和島地方局産業経済部林業課  
(電話0895 22 3163)

○愛媛県告示第1437号

土地改良区（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、川之江市から協議のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・麓地区）の計画の変更に平成15年6月30日同意した  
平成15年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1438号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成15年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
北条市九川字市後乙316の55
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第1439号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成15年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
温泉郡重信町大字山之内字上ナル乙1532の3、乙1534の

○愛媛県告示第1443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成15年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
水道事業用地とするため

○愛媛県告示第1440号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成15年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
東宇和郡宇和町大字郷内3155の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第1441号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成15年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
東宇和郡野村町大字旭242の2・242の3・310の2（以上3筆国有林。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第1442号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。  
平成15年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成15年7月8日から7月21日まで

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市吉藤五丁目甲1466番4から 同市吉藤五丁目甲1474番9地先まで	旧	メートル 5.8~17.6	キロメートル 0.260	
		松山市吉藤五丁目甲1466番4から 同市吉藤五丁目甲1474番9地先まで 及 び 松山市吉藤五丁目甲1466番4から 同市吉藤五丁目甲1473番3まで	新	5.8~17.6 17.8~36.8	0.260 0.155	
"	"	松山市吉藤五丁目甲1473番3から 同市吉藤五丁目甲1474番9まで	旧	5.4~11.8	0.090	
			新	22.2~44.2	0.085	
"	"	松山市吉藤五丁目甲1475番1地先から 同市吉藤五丁目甲1485番1地先まで	旧	5.4~11.8	0.240	
			新	5.4~11.8 23.2~61.8	0.240 0.130	
"	"	松山市吉藤五丁目乙426番4から 同市下伊台町甲1350番3まで	旧	5.8~11.5	0.090	
			新	16.0~44.5	0.090	

○愛媛県告示第1444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市吉藤五丁目甲1466番4から 同市下伊台町甲1350番3まで	平成15年7月8日

○愛媛県告示第1445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡広見町大字興野々2344番1地先から 同郡松野町大字延野々2492番2地先まで	旧	メートル 6.0~40.8	キロメートル 0.718	
			新	13.6~77.4	0.718	

○愛媛県告示第1446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	下鍵山松野線	北宇和郡松野町大字延野々2615番1地先から 同大字2673番1地先まで	平成15年7月8日

## ○愛媛県告示第1447号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15今局建（開）第3号 平成15年6月17日	越智郡玉川町大字中村字居屋敷甲296番1並びに同郡同町大字中村字有田甲297番1及び甲298番並びに同郡同町大字中村字宮ノ下甲299番1、甲301番、甲302番、甲303番、甲304番1、甲306番1、甲307番、甲309番1、甲310番及び甲311番1並びに同郡同町大字中村字有田甲297番1地先農道、甲298番地先農道及び甲297番1地先水路並びに同郡同町大字中村字宮ノ下甲301番地先農道、甲309番1地先農道、甲302番地先水路、甲306番1地先水路、甲307番地先水路及び甲310番地先水路	越智郡玉川町大字三反地甲10番地1 玉川町長村 上 忠 美
15松局伊土検（開）第13号 平成15年6月19日	伊予郡松前町大字北川原字向井72番4、72番8及び72番9	松山市余戸中三丁目8番38号 セジュール林A-201号 茂 川 真 也
15松局建（開）第12号 平成15年6月20日	北条市下難波字米泉甲445番1、甲445番5、甲445番6、甲445番7及び甲445番8	松山市森松町1035番地1 株式会社 上浮穴産業 代表取締役 西 岡 貞 夫
15今局建（開）第4号 平成15年6月23日	越智郡大西町大字宮脇甲373番5	越智郡大西町大字新町甲832番地9 コーボ大伸 阿 部 集

## ○愛媛県告示第1448号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置  
伊予三島市上柏町字児田 138 番 2、139 番及び 141 番 3
- 申請人の住所氏名  
川之江市川之江町2893番地1  
富士住宅産業株式会社  
代表取締役 白石 豊信
- 図面省略

公 告

## ○公 告

## 職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成15年7月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 試験を実施する職種  
(1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種  
機械科、洋裁科、和裁科、木工科、冷凍空調機器科、配管科及び塗装科

- 学科試験（指導方法）を実施する職種  
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（(1)に掲げる職種を除く。）
- 試験の実施期日  
平成15年9月28日（日）午前10時
- 試験の実施場所  
松山市西垣生町2184番地  
愛媛職業能力開発促進センター
- 受験申請書の提出期間  
平成15年8月8日（金）から8月22日（金）までとする。  
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験申請書の提出先  
松山市一番町4丁目4番地2  
愛媛県経済労働部管理局労政雇用課
- 合格発表  
平成15年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。
- その他  
(1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。  
なお、郵送を希望する者は、あて先を明記し、120円分の郵便切手をはった返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこと。  
(2) この試験についての問い合わせは、労政雇用課技能振

興係（電話（089）941 2504）にすること。

雑 報

○公 告

平成15年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成15年7月8日

財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 砂子田 隆

1 試験期日

平成15年10月26日（日）午後1時から午後3時30分まで

2 愛媛県における試験場所

松山市文京町4-2 松山大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 （出題数 40題）	行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成15年4月1日現在施行されている法令に関し出題します。
一般教養 （出題数 20題）	

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。

4 受験手続

(1) 受付期間

平成15年8月4日（月）から8月29日（金）まで

(2) 受付場所

（財）行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください（あて先は印刷されています。）。8月29日の消印があるものまで受け付けます。

(3) 提出書類

受験願書一式（配布場所については(5)を御覧ください。）

(4) 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

(5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵送配布

配布期間 平成15年8月1日（金）から8月22日（金）まで

郵送を希望する方は、160円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズ of 用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください（8月22日必着のこと。）。

名称 （財）行政書士試験研究センター

住所 〒152 8799 目黒郵便局留

イ 窓口配布

(7) 配布期間

平成15年8月1日（金）から8月29日（金）まで

(1) 配布場所

別表に掲げる場所

(6) 連絡先（問い合わせ先）

（財）行政書士試験研究センター

電話番号 03 5725 7460

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置を講ずることがありますので、受験申込みに先立って連絡先へ早目に御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成16年1月15日（木）午前9時

(2) 方法

（財）行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。また、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

別表（4関係） 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所 在 地	配布時間
愛媛県総務部管理局私学文書課	松山市一番町4-4-2	午前8時30分から
愛媛県西条地方局総務福祉部総務調整課	西条市喜多川796-1	午後5時15分まで
愛媛県今治地方局総務福祉部総務調整課	今治市旭町1-4-9	
愛媛県松山地方局総務福祉部総務調整課	松山市北持田町13-2	
愛媛県八幡浜地方局総務福祉部総務調整課	八幡浜市北浜1-3-37	
愛媛県宇和島地方局総務福祉部総務調整課	宇和島市天神町7-1	
愛媛県行政書士会	松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル1階	午前9時から午後5時まで

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。

